

社会福祉法人広賀会役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広賀会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づく評議員及び役員（理事及び監事）並びに社会福祉法人広賀会評議員選任・解任委員会運営規則第6条の規定に基づく評議員選任・解任委員並びに苦情解決に関する処理要綱第9の4に基づく苦情解決第三者委員並びに障害者支援施設運営規程（地域との連携等）に基づく地域連携推進会議の構成員として地域連携推進員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬及び費用弁償を次の各号に掲げる区分により支給するものとする。

- (1) 役員等が職務のため会議等に出席したときは、別表第1に基づき、報酬及び費用弁償を支給する。
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、別表第2に基づき、費用弁償（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員及び当法人の職員から選任された評議員選任・解任委員に対しては、本規程に基づく役員報酬及び費用弁償は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）は、理事会等の会議への出席及び出張など法人・施設運営のために業務に当たった都度、支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年6月15日から施行する。
(社会福祉法人広賀会費用弁償規程の廃止)
- 2 社会福祉法人広賀会費用弁償規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年12月6日から施行する。

この規程は、令和7年6月19日から改訂施行する。

別表第1（第2条関係）

（1）評議員

区 分	報酬	費用弁償費
評議員会への出席	日額 5,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は、1 kmにつき37円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円	

（2）理事

区 分	報酬	費用弁償費
理事会等会議への出席	日額 5,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は、1 kmにつき37円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円	

（3）監事

区 分	報酬	費用弁償費
監事監査等への出席	日額 5,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は、1 kmにつき37円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円	

（4）評議員選任・解任委員

業務名	報酬	費用弁償費
評議員選任・解任委員会への出席	日額 5,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は、1 kmにつき37円

（5）苦情解決第三者委員

業務名	報酬	費用弁償費
苦情解決のための会議への出席等	日額 5,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は、1 kmにつき37円

（6）地域連携推進員

業務名	報酬	費用弁償費
地域連携推進会議への出席及び施設訪問	日額 3,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は、1 kmにつき37円

別表第 2（第 2 条関係）

鉄道賃及び船賃	車 賃	航空賃	日 当	宿泊料
運賃は普通運賃とし、特急は100km以上、普通急行は50km以上とする。	実費額。ただし、自家用車の場合は、1 km につき 37 円	実費額	日額 5,000円	1 泊12,000円

備考

- 1 理事長が必要と認めた場合は、航空機を使用することができる。
- 2 遠距離又は理事長が必要と認めた場合は、特別急行列車を使用することができる。
- 3 市内出張で半日以上の場合は、日当の半額を支給する。
- 4 その他状況により、実費又は打切額を支給する。